

議案第94号

つくば市市営住宅条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市市営住宅条例の一部を改正する条例

つくば市市営住宅条例（平成9年つくば市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 20歳未満の子を扶養し、かつ、当該子と同居している者で、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）のないもの

第10条第3項に次の1号を加える。

(6) 子を扶養している者で規則で定める子育て世帯に属するもの

第18条、第21条第2項及び第33条第4項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第40条及び第41条中「第11条」を「第12条」に改める。

第47条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特に居住の安定確保が必要と考えられる子育て世帯について優先入居の取扱いをするため、この条例案を提出するものである。

つくば市市営住宅条例（平成9年つくば市条例第60号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第9条（略） （入居者の選考）</p> <p>第10条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者について選考を行い、住宅に困窮する度合いの高い者から入居予定者を決定するものとする。</p> <p>(1)—(6)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市長は、前2項の規定にかかわらず、第1項各号の<u>いずれかに</u>該当する者のうち、次に掲げる者で、かつ、速やかに市営住宅に入居させる必要があると認める者については、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 20歳未満の子を扶養し、かつ、当該子と同居している者で、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にあるものを含む。）のないもの</u></p> <p>(3)—(5)（略）</p> <p><u>(6) 子を扶養している者で規則で定める子育て世帯に属するもの</u></p>	<p>第1条—第9条（略） （入居者の選考）</p> <p>第10条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号の<u>一に</u> 該当する者について選考を行い、住宅に困窮する度合いの高い者から入居予定者を決定するものとする。</p> <p>(1)—(6)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市長は、前2項の規定にかかわらず、第1項各号の<u>一に</u> 該当する者のうち、次に掲げる者で、かつ、速やかに市営住宅に入居させる必要があると認める者については、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(2) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫</u></p> <p>(3)—(5)（略）</p>
<p>第11条—第17条（略） （家賃の減免及び徴収猶予）</p> <p>第18条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合において必要と認めるときは、規則で定めるところにより、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1)—(4)（略）</p>	<p>第11条—第17条（略） （家賃の減免及び徴収猶予）</p> <p>第18条 市長は、次の各号の<u>一に</u> 該当する場合において必要と認めるときは、規則で定めるところにより、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1)—(4)（略）</p>

第19条・第20条 (略)

(敷金)

第21条 (略)

2 市長は、第18条各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3—5 (略)

第22条—第32条 (略)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第33条

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その申出により、明渡しの期限を延期することができる。

(1)—(4) (略)

第34条—第39条 (略)

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第40条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第41条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合におい

第19条・第20条 (略)

(敷金)

第21条 (略)

2 市長は、第18条各号の一に 該当する場合には、規則で定めるところにより、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3—5 (略)

第22条—第32条 (略)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第33条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に 該当する場合には、その申出により、明渡しの期限を延期することができる。

(1)—(4) (略)

第34条—第39条 (略)

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第40条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第41条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合におい

て、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第42条—第46条 (略)

(駐車場の明渡し請求)

第47条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対し、駐車場の使用の決定を取り消し、当該駐車場の明渡しを請求することができる。

(1)—(5) (略)

2 (略)

第48条 (略)

て、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

第42条—第46条 (略)

(駐車場の明渡し請求)

第47条 市長は、使用者が次の各号の一に _____ 該当する場合には、使用者に対し、駐車場の使用の決定を取り消し、当該駐車場の明渡しを請求することができる。

(1)—(5) (略)

2 (略)

第48条 (略)